

4 個別事業の進捗状況について

★数値目標がない事業の達成度

- A 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を上回る取組や配慮を行った
 B 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を概ね達成した取組や配慮を行った
 C 男女平等推進行動計画の目標に対し、一定の取組や配慮を行ったが課題がある
 D 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標達成に向けた取組ができなかった
 E 事業を実施していない

※男女平等推進行動計画の目標については、調査票の中の目標、基本施策、施策及びその趣旨の記載を参照してください。

数値目標がない事業

事業 番号	事業	事業概要	平成30(2018)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の 視点に配慮した事業の推進度)			今後 の方 向性	次年度の課題	所管局	担当部署	
				年度	達成 度	達成度を選択した理 由					
I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進											男女平等推進行動計画の目標
1 男女共同参画の理解の促進											目標の達成に向けた基本施策
(1)人権教育・啓発の推進											基本施策の達成に向けた施策と施策の概要
男女平等についての理解を深めるための事業や広報を実施します。											
1	「男女平等推 進週間」等の 事業を実施し ます。	「男女平等推 進週間」事業 の実施		H30 (2018)					市民文化 局	人権・男女 共同参画 室	
				R1 (2019)							
				R2 (2020)							
				R3 (2021)							

★今後の方向性

- 1 充実
 2 現状維持
 3 縮小

数値目標がある事業(事業番号:38、39、42、62、66、72)

II 働く場における男女共同参画の推進										
4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大										
(15)審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進										
審議会等委員に占める女性の割合について調査を実施し現状を把握するとともに、推薦団体への働きかけなど目標値達成に向けて取り組みます。										
38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、平成33(2021)年度までに40%となるようめざします。	事前協議、参加状況調査、プラスワンキャンペーン等取組実施		H30(2018)					市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)						
				R2(2020)						
				R3(2021)						

★数値目標がある事業の達成度

- A 目標値が達成された
 B 前年度と比較して数値が向上し、かつ目標値達成まで10%以内
 C 前年度並み、もしくは前年度と比較して数値が下降した、かつ目標値まで10%以内
 D 目標値達成まで10%以上の開きがある
 E 実施していない

事業番号	事業	事業概要	平成30(2018)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度)			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署
				年度	達成度	達成度を選択した理由				
I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進										
1 男女共同参画の理解の促進										
(1)人権教育・啓発の推進										
男女平等についての理解を深めるための事業や広報を実施します。										
1	「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	「男女平等推進週間」事業の実施	・日吉出張所、多摩区役所、高津区役所、広報コーナーにて男女平等施策に係る展示を行った。 ・男女平等推進週間にあわせて「すくらむ21まつり」を6月24日に開催し、4,170名の参加があった。 ・広報用チラシを作成し、市内公用施設等で配架した。 ・市HP上で「男女平等推進週間」コンテンツを作成し、掲載した。	H30 (2018)	B	男女平等推進週間にあわせて配布した広報用チラシについては、男女共同参画の視点に配慮してイラストを作成した。	2	引き続き、男女平等推進週間での啓発を行い、市民が男女共同参画について考える機会を提供することを目指す。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
2	男女平等についての理解を効果的に深めるために、さまざまな機会や市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市内公共施設における広報や、市HPを活用した広報	・市内公共施設で、男女共同参画センター主催講座の広報チラシの配架や、「男女平等推進週間」広報チラシ等の配架を行い、男女平等施策の周知を図った。 ・「男女平等推進週間」や「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせ、啓発ページを市HPに掲載した。	H30 (2018)	B	様々な機会を捉え広報を実施することで、男女平等施策の理解促進に繋がった。	2	引き続き、市内公共施設における広報チラシの配架や市HPを活用した広報を行い、男女平等施策の周知に努めていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
3	男女の人権尊重に関する研修や講座を実施します。	男女共同参画センターによる研修・講座の実施	・男女共同参画基礎講座として、離婚・モラルハラスメント・相続をテーマとした法律講座、「ライフキャリア講座 50代からの生き方講座」、映画上映会の開催を実施し、延336人の参加があった。	H30 (2018)	B	ライフキャリア講座は「50代向けの講座を増やしてほしい」という市民からの声を踏まえ全6回開催した。夫婦でも参加できる内容とすることで、男性の参加も多く見られた。	2	引き続き、市民を対象にした講座を実施することで、生活上の困難課題を乗り越える気付けや課題を理解し、次の行動につながる学びの場を提供することを目指す。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
		男女平等かわさきフォーラムの開催	・すくらむネット21と共催で、平成31年2月16日、山田亮さんを講師に「楽家事でワーク・ライフ・バランス！～ワーク家事をライフ家事にする方法～」をテーマに男女平等川崎フォーラムを開催し、130人が来場した。	H30 (2018)	B	「ワーク・ライフ・バランス」をテーマに、男性の育児・家事参加について市民を対象に啓発を行った。	2	令和元年度も引き続き、男女平等フォーラムの開催を通じ、男女共同参画社会の理解の促進に努める。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
(2)男女共同参画に関する生涯学習の推進										
男女平等に関する学習機会を提供します。										
4	市民・市民グループが男女共同参画の視点を持つことができるような学習機会や人材育成及び情報提供を行います。	男女共同参画センター協働事業、情報提供事業	男女共同参画センター協働事業：計6市民団体等の事業を採択し、講座やイベントを実施し、延べ1,091人の参加があった。 ・インターンシップ：短期14人を受け入れ、男女共同参画センター事業の企画・運営等を通じて、学習機会の提供を行った。	H30 (2018)	B	市民グループ・団体からの提案に基づき、協働で講座等を行うことで、団体の活動支援及び地域に根差した男女共同参画の推進に繋がった。	2	引き続き協働事業などを通じた市民団体等への支援、及びインターンシップ生の受け入れなどを行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

5	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの確保等を通じて、市民の男女平等に関する学習の機会を提供します。	「男女平等推進学習」講座の実施、及び情報提供の実施(学習環境整備事業)	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」講座を実施し、情報提供を行った。	H30 (2018)	B	男女平等についての理解を深めるための学習機会の提供を行った。	2	次年度も引き続き、教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」講座や情報提供の実施を通じて、男女平等に関する学習の機会を提供する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R1 (2019)		インターンシップ受け入れにより、実践的な学習機会を提供した。				
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
6	男女平等推進学習や、家庭・地域教育学級等における男女平等推進研修への講師紹介や出前講座を行います。	男女共同参画センターの市民館等への出前講座	高津区役所や今井中学校、下河原小学校の防災講座等に講師を紹介したほか、麻生市民館市民自主学級事業に男女共同参画センター職員が情報提供者として参加するなど、計14件の講師派遣・コーディネートを行った。	H30 (2018)	B	センターへの来館以外にも、地域に出向くことで広く情報提供を行えた。また、センターの知名度向上にも寄与した。	2	継続した取組として、市民館等を対象とした男女平等や男女共同参画に関する講座への講師派遣や紹介を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
		市民館等におけるPTA家庭教育学級等への講師紹介、及び男女共同参画センターと連携した事業の実施	市民館等におけるPTA家庭教育学級等への講師紹介等の支援を行った。	H30 (2018)	B	男女平等についての理解を深めるための学習機会の提供を行った。	2	次年度も引き続き、市民館等におけるPTA家庭教育学級等への支援や男女共同参画センターとの連携に関する情報を提供する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
(3)就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進										
一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等を推進する教育を実施します。										
7	小学校の児童・教員等に向けた教材を活用した学習を実施し、男女平等に対する意識を高めます	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」の作成・配布	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、市内小学3年生を対象に配布した。	H30 (2018)	B	計画通り市内小学3年生を対象に、男女平等教育参考資料を作成、配布した。	2	引き続き、男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、男女平等に対する意識啓発を図る。また、教員を対象としたアンケート結果を踏まえ、内容の検討・調整を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
		男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」の活用	合同校長会議において、男女平等参考資料の周知と活用を呼びかけた。	H30 (2018)	B	各学校で資料を活用してもらうためには、管理職の周知が必要である。男女平等に配慮した点として、男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した。	2	引き続き研修を通して啓発をしていく。	教育委員会事務局	人権・共生教育担当
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
8	男女共同参画の観点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	園長会議等における人権研修の実施、及び保護者や地域への周知啓発	公立保育所職員階層別研修にて、子どもの権利等人権についての理解を深めた。(参加200名) また、虐待予防に関する内容でキャリアアップ研修を実施(参加671名) 各保育園での保護者説明会にて保護者にも周知した。	H30 (2018)	B	職員の研修及び保護者・子どもへの周知啓発を計画通り、実施できた。	2	次年度も引き続き、研修等を通して、一人一人を思いやる意識を育む取組みを推進する。	こども未来局	運営管理課
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

8	男女共同参画の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	研修等を通じた教職員への周知啓発	人権尊重教育推進担当 者研修（約180名）やライフステージに応じた教職員研修（初任者研修（約320名）・2校目異動者研修（約200名）・中堅教諭等資質向上研修（約280名）、15年経験者研修（約100名）、教頭研修（約180名）、校長研修（約180名）において、子どもの権利学習をもとに、男女を問わず一人一人の個性や能力を発揮できる学校環境・学習環境の在り方の重要性について啓発を図った。	H30 (2018)	B	平成30年度から、10年経験者研修が、中堅教諭等資質向上研修と名称が変更となったが、引き続き男女どちらの意見に偏らないよう配慮しながら周知啓発を実施した。	2	引き続き研修会等を通して周知を図る。	教育委員会事務局	人権・共生教育担当
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

(4)若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進

各人の生き方、能力、適性を考慮し、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に進路を選択し社会参画できるようにするための支援を行います。

9	男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う若者たちを支援します。	思春期の保健向上を目指した健康教育（健全母子育成事業）の実施	保健福祉センターにおいて思春期保健に関わる個別相談を実施するとともに、市内の小中高校等関係機関と連携し、思春期保健に関わる集団健康教育を効果的に実施する。	H30 (2018)	B	学校保健と連携し、性を中心とする思春期教育を実施した。また、若年妊娠等個別の相談に対応した。	2	今後も学校保健と連携し、思春期教育を実施する。	こども未来局	こども保健福祉課
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
10	男女共同参画の意義やワーク・ライフ・バランスについての理解促進等も含めたキャリア教育の体系的・効果的な推進を図ります。	「キャリア在り方生き方教育」の推進	「キャリア在り方生き方教育」の推進のため、全市担当者研修会を2回、説明会を2回、研究推進校情報交換会を3回開催し、子どもたち一人一人の自立に向けた教育への教員の理解を深めた。	H30 (2018)	B	・子どもたち一人一人の自立に向けた教育への教員の理解を研修を通して深めた。 ・家事や職業的に役割分担等の偏りがないように配慮して作成したキャリア在り方生き方ノート配布を継続した。 ・高校生用キャリア在り方生き方ノート試作版の配布に向けて、表紙を男女の服装や色に配慮して作成した。	2	引き続きキャリア在り方生き方教育推進事業を実施し、研修等で、子どもたち一人一人の自立に向けた教育への教職員の理解を深めていく。	教育委員会事務局	教育改革推進担当
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
11	男女共同参画の視点からインターンシップ（就業体験）や体験学習等を通じたキャリア形成を支援します。	男女共同参画センターにおけるインターンシップ実施、及び職場体験の受け入れ	・男女共同参画センターにおいて、短期インターンシップ14名を受け入れ、事業の企画・運営等を通じて、大学生のライフキャリア支援を行った。 ・ジョブシャドウイング、職場体験：市立中学校2校、計13名を受け入れた。	H30 (2018)	B	インターンシップ、職業体験の受入を通じ、実践経験の場を提供した。	2	引き続き、インターンシップ生等を受け入れ、男女共同参画センターでの事業実施等を通じて、就業体験、学習機会の提供を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

(5)メディア・リテラシー^{※1}の向上と男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進

※1 メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力を、構成要素とする複合的な能力のこと

様々な情報を読み解き、適切に発信する能力を身に付けるための教育を実施するとともに、性別にとらわれず、個性に基づく男女の多様なあり方を尊重することに留意した広報を実施します。

12	情報を読み解き発信する力の向上のための講座や講師紹介及び情報提供、学習スペースの確保等を通じた市民及び事業者の活動を支援します。	男女共同参画センターでの講座実施、及び情報提供事業の実施（情報提供室の充実等）	男女共同参画センターの情報提供室を男女共同参画に関する書籍の閲覧、パソコン・インターネットも利用できる環境として無料で開放している。 すくらむ21インフォメーション、メールマガジン、情報誌「すくらむ」などを発行し、男女共同参画に関する情報提供を行った。	H30 (2018)	B	男女共同参画に関するメディア・リテラシーの向上のため、男女共同参画に関する書籍の閲覧やパソコン・インターネットの利用環境の提供、情報誌などを通じて、利用者等に情報提供を行った。	2	無料の学習スペースを提供するとともに、情報誌や男女共同参画に関する書籍を紹介する「BOOKインフォメーション」等を発行し、情報提供に努め、市民及び事業者の活動を支援する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

13	メディアからの情報を主体的に読み解き、人権を尊重し、適切に発信する能力を育成するため、学校における情報教育を行います。	教育の情報化推進事業(児童生徒の情報活用能力育成に向けた取組の推進)	・「川崎市版情報活用能力チェックリスト2017」を活用し児童生徒が自らの情報活用能力を自己評価できるようにした。 ・小・中学校において、情報活用能力の育成をめざして授業研究を実施した。 ・教育情報化推進モデル校において情報教育を推進し、その効果や指導上の留意点等について研究を進めた。	H30 (2018)	B	学校での授業研究を行い、これからの時代には男女を問わず情報活用能力の育成がますます重要であることを呼びかけ、好評であった。男女平等に配慮したとして、男性、女性双方の視点から、情報モラルを始め情報活用能力の育成に必要な研究を進めた。	2	引き続き、情報活用能力の育成に向けた研究・研修を進めるとともに、今後は、児童生徒の情報モラルを高めるための教職員、保護者のへの研修、啓発等の事業をさらに推進していく。	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター
			R1 (2019)							
			R2 (2020)							
			R3 (2021)							
14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	「公的広報の作成に関する表現の手引」の作成、及び趣旨周知	・5月23日に開催した「川崎市男女共同参画推進員連絡調整会議」合同会議で、手引を配布し、男女共同参画推進員を通じて、庁内各課において手引を活用し男女平等推進の視点に立った資料等作成が行えるよう周知した。 ・5月24日に開催された「広報広聴主管会議」において、手引きの配布及び活用について周知した。	H30 (2018)	B	手引の配布・周知を行うことで、公的資料作成における男女共同参画の視点への配慮に向けた啓発に繋がった。	2	手引の内容を社会情勢等の変化に合わせて適宜見直しを行い、よりの確に男女共同参画の視点に立った資料等作成が行えるようにする。	市民文化局	人権・男女共同参画室
			R1 (2019)							
			R2 (2020)							
			R3 (2021)							
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「かわさき市政だより」：記事作成の際には手引きを活用するなど、男女平等に配慮して事業を執行した。 「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：台本作成及び番組放送等の際には、手引きを活用するなど、男女平等に配慮して事業を執行した。	多くの市民へ発信する情報に男女平等推進の視点や、その他人権配慮の観点から不適切な表現のないような広報を行った。また、紙面や広報番組の中で、男女平等関連イベントについて扱うなど、男女平等推進に関する広報を所管課と協力して行った。	H30 (2018)	B	「かわさき市政だより」：引き続き市の広報について男女平等推進の視点に配慮し事業を執行していく。 「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：男女平等や人権の尊重に充分配慮し、テレビ・ラジオにおいて、効果的な情報発信を行う。併せて、所管課と協力して、男女平等推進に関する広報を行う。	2	総務企画局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務課)	
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	男女共同参画の視点に配慮されているか確認し、不適切な点があれば見直しを要請した。	性別にとらわれず、個性に基づく男女の多様なあり方を尊重するよう配慮した広報を概ね実施した。	H30 (2018)	B	引き続き、男女共同参画の視点に配慮するため、「手引」の周知等を行い、職員への意識啓発を行っていく。	2	財政局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務課)	
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	局内に手引きを配付し、広報資料の作成の際にそれを活用するよう周知を図った。	男女平等の視点を取り入れた内容表現に配慮するよう周知し、意識啓発を図った。	H30 (2018)	B	引き続き、各所属が男女平等の視点を常に意識して広報資料の作成に取り組めるよう、庶務課から継続して働きかけていく。	2	市民文化局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務課)	
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	広報広聴主管課として、局内の広報物に対し「公的広報の作成に関する表現の手引」の視点を持った確認を行った。	H30 (2018)	B	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施した。	2	次年度も引き続き、啓発の取組を推進する。	経済労働局 (広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)・企画課
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	局内で「公的広報の作成に関する表現の手引き」について周知徹底を図り、男女共同参画の視点に配慮した広報資料を担当所属において作成した。	H30 (2018)	B	手引きの周知徹底を図り、男女共同参画の視点に配慮して広報資料を作成した。	2	引き続き局内で手引きの周知徹底を図るとともに、男女平等の視点が考慮されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していく。	環境局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を各課へ周知し、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	H30 (2018)	B	男女共同参画の視点に配慮した広報を適切に実施した。	2	次年度も引き続き男女共同参画の視点に配慮した広報を行う。	健康福祉局 (広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「かわさき子育てガイドブック」等のこども未来局が発行した刊行物については、性別にとらわれず、男女平等の視点を踏まえた表現に留意し、作成した。	H30 (2018)	B	ほぼ目標どおり実施できたため。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施する。	こども未来局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	局部所長会議等で男女共同参画に係る資料を配布するなど、局内への浸透を図った。	H30 (2018)	B	局内会議等で、男女共同参画に係る資料を配布し、局内の理解を深めた。	2	今後も引き続き、手引きを参考に継続して男女共同参画の視点に配慮し、局内への浸透を図る。	まちづくり局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	手引きの内容を踏まえ、男女共同参画の視点に配慮しながら広報資料を作成するよう促した。	H30 (2018)	B	広報資料の作成にあたり、手引きを活用して男女共同参画の視点に配慮した。	2	次年度も引き続き、手引きを活用して男女共同参画の視点に配慮した広報を行っていく。	建設緑政局 (広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底するよう周知し、男女平等の視点に立った表現で広報資料等を作成するよう配慮した。	H30 (2018)	B		2	今後も引き続き手引等を活用し、男女共同参画の視点に配慮した広報活動を行うよう周知徹底していく。	港湾局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	本部内での手引きの周知を図り、引き続き男女平等の視点に配慮した広報資料の作成・発行を行った。	H30 (2018)	B	P R 動画の作成や「ニュースレター」の記事作成に際しては、内容や写真・イラストなどについて男女の露出をほぼ等しくするなど、男女平等に配慮し、性差を感じさせないように配慮した。	2	今後も引き続き、広報資料の作成・発行に当たっては、手引き等を活用しながら、男女平等の視点に配慮していく。	臨海部国際戦略本部 (広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「会計事務ニュースレター」は会計事務についての広報であり、男女平等の視点に配慮する内容ではないが、掲載するイラストについて手引きに沿うよう配慮し、6月、9月、12月及び3月の年4回発行した。	R1 (2019)		掲載するイラストが、男女どちらかに偏らないように配慮した。	2	引き続き、「会計事務ニュースレター」の発行にあたっては、手引きを活用し、掲載するイラストについて男女平等の視点に配慮していく。	会計室(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
				H30 (2018)	B	引き続き、市政だよりや各種広報資料の作成に当たっては、手引きを活用し、男女平等の視点に配慮した表現になるよう、随時確認を行った。	2	引き続き、市政だよりや各種広報資料の作成に当たっては、手引きを活用し、男女平等の視点に配慮する。	川崎区役所 (広報資料作成局)	企画課
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮する。男女平等の視点に配慮する。	手引きを活用し、男女平等の視点に配慮する。	R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮するよう必要に応じて回覧等により広報を実施。	H30 (2018)	B	手引きの活用のみならず、男女共同参画の視点に係る通知等を各課へ周知した。	2	引き続き実施していく。	幸区役所 (広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した。局内事業において、手引きを周知し、男女平等推進の視点に配慮した。	手引きを活用し、男女平等の視点に配慮した。	H30 (2018)	B	手引きを活用し、男女平等の視点に配慮した。	2	引き続き「表現の手引」を活用し、男女平等の視点に配慮しながら刊行物の作成・発行にあたる。	中原区役所 (広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	各課へ手引きの周知を行い男女共同参画の視点に配慮した。	各課へ手引きの周知を行い男女共同参画の視点に配慮した。	H30 (2018)	B	広報資料作成にあたり、手引きの活用を行うよう各課へ周知した。	2	今後も引き続き、各課へ手引きの周知を行い、男女共同参画の視点に配慮した広報をしていく。	高津区役所 (広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	所管課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮した。	所管課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮した。	H30 (2018)	B	機会を捉え、所管課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮した。	2	引き続き所管課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮していく。	宮前区役所 (広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	男女いずれかに偏った表現にならないよう配慮した広報を実施した。	H30 (2018)	B	概ね男女共同参画の視点に配慮することができた。	2	特になし	多摩区役所 (広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)・企画課
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	区役所の各所属に手引きについて周知し、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	H30 (2018)	B	男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	2	今後も引き続き、手引き等を活用して男女共同参画の視点に配慮した広報を行っていく。	麻生区役所 (広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	年4回新聞折り込み等により広報紙を配布した。	H30 (2018)	B	昨年度と同程度の男女平等の配慮を図ることができた。	2	引き続き男女平等の視点に配慮し、年4回の広報紙及び広報に係る資料の作成を継続して行う。	上下水道局 (広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	交通局ニュース、交通局報、報道発表等の広報資料において、男女平等の視点に立った資料の作成を行った。	H30 (2018)	B	資料作成の周知及び広報資料の点検を行い、概ね達成できている。	2	昨年度に引き続き、手引きの内容及び男女平等推進の視点に配慮した資料作成を周知したうえで、広報資料の点検を行う。	交通局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	手引きの内容を関係各課へ周知するとともに、病院等で作成する来院者向けの広報資料等について、手引きを活用し、男女平等の視点に配慮しながら資料作成にあたった。また、市政だよりをはじめとした広報資料の取りまとめにあたっては、手引きを活用し男女平等の視点に配慮しながら内容を審査した。	H30 (2018)	B	看護職員募集のパンフレットも男女比のバランスに注意して作成した。	2	引き続き、手引きの内容を関係各課へ周知するとともに、病院等で作成する来院者向けの広報資料等について、手引きを活用し、男女平等の視点に配慮しながら資料作成にあたる。また、市政だよりをはじめとした広報資料の取りまとめにあたっては、手引きを活用し男女平等の視点に配慮しながら内容を審査する。	病院局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	各機関に発信する情報及び刊行物等は、常に男女平等推進の視点に配慮しているかを検証した。	H30 (2018)	B	広報誌及び広報関係の資料の作成にあたり、男女平等推進の視点で行うよう配慮した。	2	広報資料の作成にあたり、継続して、男女平等推進の視点となっているか点検しながら事業を実施する。	消防局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	広報資料の作成にあたり、男女共同参画の視点に配慮した。	H30 (2018)	B	男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	2	引き続き男女共同参画の視点に配慮した広報の実施を推進します。	市民オンブズマン事務局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課 (庶務課)
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	所管課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮した。	H30 (2018)	B	機会を捉え、所管課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮した。	2	引き続き所管課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮していく。	教育委員会事務局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務課)・企画課
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	男女いずれかに偏った表現にならないよう配慮した広報を実施した。	H30 (2018)	B	概ね男女共同参画の視点に配慮することができた。	2	引き続き男女共同参画の視点に配慮していく。	選挙管理委員会事務局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	管理職会議等で男女共同参画の視点に係る資料を配布し、局内への周知を図った。	H30 (2018)	B	局内へ男女共同参画の視点に係る資料を周知することで、職員の理解を深めた。	2	今後も引き続き局内へ男女共同参画の視点に係る資料等の周知を行い、男女平等の視点に配慮する。	監査事務局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	刊行物の作成にあたって、差別的表現がないよう配慮をおこなった。	H30 (2018)	B	差別的表現がないよう配慮を行った。	2	引き続き、刊行物の作成にあたっては、手引きを活用し、男女平等推進の視点に配慮していく。	人事委員会事務局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務課)
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	市議会広報紙「議会かわさき」の作成にあたっては、偏りや固定的なイメージにとらわれず文章表現、写真、挿絵等に格差や差別的な表現などがないようジェンダーフリーの視点で配慮し、「男女平等推進」への理解と意識の浸透を図った。	H30 (2018)	B	市議会広報紙「議会かわさき」の作成にあたっては、前年度に引き続き、格差や差別的な表現がないよう作成を行った。	2	引き続き、偏りや固定的なイメージにとらわれず文章表現、写真、挿絵等に格差や差別的な表現などがないようジェンダーフリーの視点で配慮するとともに、「男女平等推進」への理解と意識の浸透を図る。	議会局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務課)

(6)市職員の意識改革

男女共同参画の視点に配慮して施策事業を推進するために、市職員を対象とした研修等を実施します。

15	男女平等及び男女平等推進施策への理解を深めるための職員研修を実施します。	階層別研修の実施	階層別研修で男女平等推進等に関する研修を行った。 参加者数：新規採用職員研修（280人）、採用2年目職員研修（eラーニング）（298人）、中堅職員研修（212人）、係長研修Ⅰ（191人）、新任課長研修（122人）、技能・業務職員研修（28人）、任期付職員研修（eラーニング）（25人）（平成31年2月1日現在）	H30 (2018)	B	男女平等推進を含む人権に関する研修、服務に関する研修を各研修で行った。	2	次年度も引き続き、研修を実施する。	総務企画局	行政改革マネジメント推進室
			R1 (2019)							
			R2 (2020)							
			R3 (2021)							
	研修等への講師派遣	各職種別・役職別研修等において、研修主催課の要望に応じて講師派遣を行い。男女平等施策を含む人権全般をテーマにした講義を実施した。	H30 (2018)	B	男女平等やDVをテーマに含む研修の実施によって、市職員の人権意識向上に繋がった。	2	引き続き、庁内外への研修等への講師派遣を実施し、男女平等推進や施策への理解促進を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
			R1 (2019)							
			R2 (2020)							
			R3 (2021)							

15	男女平等及び男女平等推進施策への理解を深めるための職員研修を実施します。	社会教育施設職員への研修の実施	男女平等などの人権に関する理解を深める職員研修を実施した。	H30 (2018)	B	男女平等などの人権についての理解を深めるための研修を実施した。	2	次年度も引き続き、社会教育施設職員への研修を推進する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
16	男女共同参画の視点に配慮して事業を推進するために、ポジティブ・アクションへの理解を促進します。	会議や研修を通じた理解促進	・5月31日に開催した「川崎市男女共同参画推進員連絡調整会議」で、ポジティブ・アクションの説明を行った。 ・各事業担当部署が男女共同参画の視点から年度ごとの取組を点検するため、進捗状況調査票を見直し、男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度を記載する欄を調査項目に追加した。	H30 (2018)	B	ポジティブ・アクションについての説明を実施することで、市職員の意識啓発の機会となった。	2	引き続き、会議等の場において、ポジティブアクションへの理解促進に向けた説明を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

(7)男女平等推進のための統計の実施及び公表

性別により課題やニーズが異なる場合があることに留意し効果的に事業を推進するため、アンケートの実施やデータ把握に努めます。

17	男女平等の理解を深め施策を効果的に推進するために、市民へのアンケート等の調査を実施します。	男女平等に関する市民アンケートの実施（男女共同参画センター調査研究事業）	・川崎市民を対象に「かわさきの男女共同参画アンケート」を実施した。	H30 (2018)	B	回答者が様々な性自認をもつことを踏まえ、性別記載欄は女性・男性・（自由記載）・答えたくない、の4択とした。	2	アンケート結果については、令和元年度に「データブック」を作成・公表する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
18	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表した。	H30 (2018)	B	調査結果を市ホームページや刊行物等で広く一般に公表した。	2	次年度も引き続き、必要に応じて性別データの把握及び公表に努める。	総務企画局 (統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課（男女共同参画推進員所属課）で取りまとめ
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	アンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めた。	H30 (2018)	B	必要に応じて適切に実施した。	2	引き続き、男女平等推進の視点に配慮し、アンケート調査等を実施していく。	市民文化局 (統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課（男女共同参画推進員所属課）で取りまとめ
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努め、公表を行った。	H30 (2018)	B	男女比率を把握し、公表に向けて適切に実施した。	2	次年度も引き続き必要に応じて性別データの把握に努め、公表を行う。	健康福祉局 (統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課（男女共同参画推進員所属課）で取りまとめ
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	今年度実施したアンケート調査においては、男女比率を把握できるよう実施した。	H30 (2018)	B	ほぼ目標どおり実施できたため。	2	次年度もアンケート調査を実施する場合は、引き続き、男女共同参画の視点に配慮して実施する。	こども未来局 (統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課（男女共同参画推進員所属課）で取りまとめ
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

18	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	統計調査において、性別データが把握できるよう実施した。	H30 (2018)	B	性別・年齢等、回答者属性をたずねる設問を設定し、回答者の男女比率などのデータを把握した。	2	今後、性別データの把握が必要な調査が生じた場合は把握に努めていく。	まちづくり局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	アンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めた。	H30 (2018)	B	男女共同参画の理解の促進に向け、必要に応じ実施した。	2	今後も引き続き、男女平等推進の視点への配慮を行っていく。	建設緑政局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	・幸区に在住している満18歳以上の男女個人2,000人(外国人を含む)を対象として、平成30年9月21日～10月5日に調査を実施した。 ・有効回収率:54.5%(1,090人)	H30 (2018)	B	性別・年齢等、回答者属性をたずねる設問を設定し、回答者の男女比率などのデータを把握した。	2	隔年実施のため、来年度の調査は実施せず、再来年度の実施に向けて検討を行う。	幸区役所(統計資料作成局)	統計資料作成所管課(企画課)記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	・中原区内に在住する満18歳以上の男女(外国籍の区民を含む)2,000人を対象として、平成30年5月15日～5月31日にアンケート調査を実施した。 ・有効回収率:56.8%(1,135人)	H30 (2018)	B	性別・年齢等、回答者属性を訪ねる設問を設定し、回答者の男女比率などのデータを把握した。	5	隔年実施のため、次回の令和2年度での実施に向けた検討を進める。	中原区役所(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	アンケート調査の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めた。	H30 (2018)	B	事業アンケートや庁舎に関する市民要望を通じて、性別により異なるニーズを把握した。	2	引き続き男女平等の視点に配慮し、調査等を行う。	高津区役所(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	区民祭等でアンケート調査を実施した。	H30 (2018)	B	アンケート調査を行う際には、必要最低限の性別データの把握とした。また、性別の欄に「男性」「女性」の他に「その他」を設けた。	2	引き続き男女平等の視点に配慮し、アンケート調査等を行う。	上下水道局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	市バスお客様アンケート調査を実施した。	H30 (2018)	B	市バスお客様アンケート調査は、統計上、男女比率を把握する必要がないことから、性別記載欄を設けていない。	2	お客様アンケート調査を引き続き実施し、市バスに対するお客様満足度の把握に努める。	交通局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	統計調査やアンケートの実施にあたり、性別データについても把握ができるよう努めた。	H30 (2018)	B	統計調査やアンケート結果において、男女平等の視点から現状の把握及び分析を行った。	2	継続して把握、分析を実施していくとともに、必要に応じて、各部署間で共有し、男女平等に留意した事業推進に役立てる。	消防局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ

18	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	5月1日期日の市立学校統計調査においては、市独自調査として男女別の児童生徒数を把握、公表している。	H30 (2018)	B	調査結果を市ホームページで広く一般に公表した。	2	次年度も引き続き、必要に応じて性別データの把握及び公表に努める。	教育委員会事務局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ・企画課
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	かわさき市民アンケートの項目として選挙に係る調査を実施した。	H30 (2018)	B	性別や年齢等の回答者属性に係る設問があったため、回答者の男女比率などのデータを把握することができた。	2	毎年実施する調査ではないが、実施年度においては、引き続き男女平等の視点等に配慮しながら実施する。	選挙管理委員会事務局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	人事行政の適正な運営のため、採用・昇任・勤続年数等における男女比率を調査した。	H30 (2018)	B	調査結果をもとに、川崎市職員の人事に関する統計報告を作成した。	2	引き続き、適正な調査のもと、統計報告を作成する。	人事委員会事務局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます	男女比率の把握、及び公表	市議会広報紙「議会かわさき」のアンケートでは、トランスジェンダーなど、性的少数者への配慮から性別欄を設けていない。	H30 (2018)	B	市議会広報紙「議会かわさき」のアンケートでは、トランスジェンダーなど、性的少数者への配慮から性別欄を設けていないが、格差や差別的な設問がないよう行った。	2	アンケートの実施にあたっては、トランスジェンダーなど、性的少数者への配慮を念頭に引き続き行っていく。	議会局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

(8)男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進

女性や男性の様々な悩みや人権侵害に関する相談事業を実施するとともに、性同一性障害に関する相談支援を行います。また、相談窓口の周知に努めます。

19	女性のさまざまな悩みにかかる相談事業を実施します。	男女共同参画センター女性総合相談	ハローウィメンズ110番（電話・面接相談）において、電話相談4,558件、面接相談112件、年間合計4,670件の相談があった。	H30 (2018)	B	前年度を上回る相談件数があり、大きな役割を果たした。	2	研修等を通じ、引き続き相談の質の向上に努めながら、実施していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
20	男性のさまざまな悩みにかかる相談事業を推進します。	男女共同参画センター男性相談	「男性のための電話相談」を実施し、133件の相談があった。	H30 (2018)	B	前年度を上回る相談件数があり、大きな役割を果たした。	2	研修等を通じ、引き続き相談の質の向上に努めながら、実施していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
21	男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整等を実施します。	人権オンブズパーソン制度	男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援を行うとともに、関係機関等と連携して適切な対応に努めた。	H30 (2018)	B	男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援を行うとともに、関係機関等と連携して適切に対応を行った。	2	引き続き、男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けて関係機関等と連携して適切な対応に努める。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

22	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します	性同一性障害に関する相談支援の実施（児童相談所）	性同一性障害に悩む児童に対し、連携して支援した。	H30 (2018)	B	子ども自身の性同一性の悩みに対する適切な助言等の支援を行った。	2	性同一性障害の保護者や児童が、相談に繋がりやすくなるよう、引き続き学校等の関連機関との連携強化を進めていく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	性同一性障害に関する相談支援の実施	性同一性障害の高校生年齢以上の相談窓口として、本人、家族等からの相談に対応した。また講演等普及・啓発活動を実施した。		H30 (2018)	B	高校生年齢以上の相談窓口として、本人及び家族等からの相談に対応したほか、相談従事者を対象とした研修「G I D（性同一性障害）研修会」を企画開催した。性同一性障害の基礎知識やその相談動向と事例を通して、性の多様性に対応方法について、関係者への周知及び対応技術の向上を図った。 性同一性障害をはじめとして、多様な性的マイノリティのあり方を受入れ対応するよう努めた。	2	相談窓口として市民からの相談に応じる他、各人が、性同一性障害等の多様性を受容しながら、自尊感情を育てる社会の実現を目的とした研修・講演等の実施を予定している。	健康福祉局	精神保健福祉センター
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	性同一性障害に関する相談支援の実施（教育相談センター・室）	電話相談（教育一般）を開設し、性に関わることを含め、心配なことや悩みなどの相談に応じた。		H30 (2018)	B	相談があった際には、相談者に寄り添いながら丁寧な支援に努めた。	2	引き続き、相談員のスキル向上のための研修を継続する。	教育委員会事務局	教育相談センター
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
23	男女平等や人権侵害に関する相談窓口を周知します。	相談窓口の周知広報	女性相談及び男性相談の電話番号・相談日等を記載したカードを作成し、市内公共施設、民間事業者、高校定時制等に配架し、窓口の広報を行った。	H30 (2018)	B	相談カードの配布を通じて、相談事業の周知を実施した。	2	引き続き、相談事業の周知を図るため、配架先の開拓に努める。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	制度等の周知広報	市HP、年度報告書、市政だより、広報掲示板での広報や広報コーナー、区役所ロビー等でのパネル展示を行った。また、各種イベントでの相談カードや広報パンフレットの配布のほか、男女共同参画センターと連携した高校生対象の人権学習の実施や、関係機関等との会議を通じて制度の周知に努めた。		H30 (2018)	B	男女平等に関わる人権侵害の相談窓口について、市HP、年度報告書、市政だより等での広報のほか、区役所等でのパネル展示や各種イベントでの広報物の配布、男女共同参画センターと連携した広報活動等を実施した。また、関係機関等との会議を活用し、制度の周知を行った。	2	引き続き、市HP、年度報告書、市政だより等での広報のほか、区役所等でのパネル展示や各種イベントでの広報物の配布、男女共同参画センターと連携した広報活動等を実施する。また、関係機関等との会議を活用した制度の周知に努める。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

(9)ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進										
「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、被害者への支援とDV防止に向けた取組を進めます。										
24	DV防止・被害者支援基本計画を推進し、配偶者等からの暴力による被害者への支援を実施します。	DV防止・被害者支援基本計画の推進	DV被害者支援対策推進会議等において、前年度のDV防止・被害者支援基本計画に基づく施策の進捗管理について報告し課題等の共有に努めるとともに、2月に計画の進捗状況調査を実施した。	H30 (2018)	B	DV防止・被害者支援基本計画に基づき取組を推進することで、体系的なDV被害者支援や啓発の実施に繋がった。	2	現行計画の計画期間がR1年度で終了となることから、R1年度は次期計画改定作業を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
		DV防止・被害者支援基本計画に基づく被害者支援の推進	①川崎市DV相談支援センターを中心に相談を行い、被害者の人権擁護及び自立のための支援を行った。 ②DV被害者支援のため、神奈川県や民間シェルター等への緊急一時保護を実施するとともに、民間団体の運営等への支援を行った。 ③「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき施策を推進した。 ④川崎市DV相談支援センターの広報のため、関係機関等へ、チラシ等を配布するなど広報活動を行った。	H30 (2018)	B	①川崎市DV相談支援センターを中心に相談を行い、被害者の人権擁護及び自立のための支援を行った。 ②DV被害者支援のため、神奈川県や民間シェルター等への緊急一時保護を実施するとともに、民間団体の運営等への支援を行った。 ③「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき施策を推進した。 ④川崎市DV相談支援センターの広報のため、関係機関等へ、チラシ等を配布するなど広報活動を行った。	2	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、DV被害者の人権を擁護し、川崎市DV相談支援センターを中心に関係機関等と連携しながらDV被害者への支援を推進していく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
25	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	啓発物品の作成や配布、DVに対する正しい理解の促進	・パープルリボンをデザインしたファイルを作成した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ区役所番号表示システムや川崎駅河川情報掲示板、広報コーナーなどで展示・広報を行った。 ・成人の日を祝うつどいのパンフレットにデートDV予防啓発広報を掲載した。	H30 (2018)	B	啓発品の配布や、啓発広報文の掲載によって、DV支援相談窓口の周知や予防啓発に繋がった。	2	DV予防・啓発を目的とした啓発品をイベント等で配布し、DV予防・啓発を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
26	ドメスティック・バイオレンスに関する講座や研修を実施します。	デートDV予防啓発ワークショップの実施	・大学生や専門学校生、高校生を対象とし、デートDV予防啓発ワークショップを実施し、計7回、計633名の参加があった。	H30 (2018)	B	デートDV予防啓発ワークショップを通じて啓発を実施し、被害等の防止を図った。	2	次年度もDV防止に向けた講座等を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
		関係機関を対象とした被害者支援等に関する研修の実施	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、被害者支援等に関する研修を実施し、88名の参加があった。	H30 (2018)	B	研修を実施することにより、DV被害者を支援する関係機関の理解を深め、被害者支援を推進した。	2	DV被害者に対し、関係機関が連携して取り組めるよう、引き続き研修を実施していく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

(10)様々なハラスメントの防止と被害者支援の推進										
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた取組とともに、相談支援を行います。										
27	ハラスメント防止に向けた啓発パンフレット等の作成や配布、情報提供とともに、被害者への相談支援を行います。	セクハラ、パワハラ、マタハラ、パタハラ防止に向けた男女共同参画センターによる情報提供	・男女共同参画センターのホームページ上にセクシュアル・ハラスメント等の防止に関するwebサイトのリンクを張り、情報発信を行った。	H30 (2018)	B	男女共同参画センターのホームページ上で情報提供を行い、ハラスメント防止を図った。	2	機会を捉え、ハラスメント防止に向けた情報提供を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
		「かわさき労働情報」「働くためのガイドブック」等による防止に向けた広報	・「かわさき労働情報」において、性別を理由にする差別等について相談できる窓口の案内記事を掲載した。 ・「働くためのガイドブック」において、男女雇用機会均等法やセクハラ、パワハラについての記事を掲載した。	R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
		労働相談	市内2か所で実施している常設の労働相談のほかに、神奈川県と共催で月1回の弁護士労働相談・年7回の街頭労働相談を開催し、職場で起きたセクハラの問題についても相談を受けた。	H30 (2018)	B	女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援に向けた取組を実施した。	2	・引き続き、「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等法や性別を理由にする差別等について相談できる窓口の案内記事等を掲載する。 ・引き続き、「働くためのガイドブック」において、男女雇用機会均等法やセクハラ・パワハラについての記事を掲載する。	経済労働局	労働雇用部
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
				H30 (2018)	B	街頭労働相談では女性が話しやすいように女性相談員による相談コーナーを設けた。他の相談においても相談者の状況を理解したうえで中立的な立場から相談を受けることに配慮した。	2	引き続き労働相談業務を継続する。	経済労働局	労働雇用部
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
28	ハラスメントに関する講座や研修を実施します。	男女共同参画センターによる企業等への出前講座	H30年度は、団体等への出前講座・研修においてセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する依頼が2件あった。	H30 (2018)	B	団体等の依頼に基づき、出前講座を行うことで、啓発を行った。	2	出前講座等は依頼に基づき、実施していくとともに、ニーズ把握をしながら、講座等の企画をおこなっていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
		企業向けLGBT(「SOGIハラ」防止)セミナーの実施	・今年度から3回連続講座(H30.11.15、H30.12.21、H31.1.25)として、実施した。 ・3回で約100人の参加があった。 ・第2回及び第3回ではゲストスピーカーによる講演も設定したことにより、内容が深まった。	H30 (2018)	B	男女平等はもとより、多様な性のあり方についての考え方や、性の違いによるハラスメント防止の考え方を周知することができた。	2	企業関係者が参加しやすい日程や時間帯を、より検討する必要がある。	市民文化局	人権・男女共同参画室(人権班)
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
29	市職員に対しハラスメントの防止に向けた研修等を行うとともに、相談窓口での相談対応を実施します。	階層別研修	階層別研修でハラスメントに関する研修を行った。 参加者数：新規採用職員研修(280人)、採用2年目職員研修(eラーニング)(298人)、中堅職員研修(213人)、係長研修Ⅰ(191人)、新任課長研修(122人)、技能・業務職員研修(28人)、任期付職員研修(eラーニング)(48人)	H30 (2018)	B	ハラスメントの防止等を含む人権に関する研修、服務に関する研修を各研修で行った。	2	次年度も引き続き、研修を実施する。	総務企画局	行政改革マネジメント推進室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

29	市職員に対しハラスメントの防止に向けた研修等を行うとともに、相談窓口での相談対応を実施します。	「要綱」の周知、相談窓口の周知及び対応の実施	平成29年4月1日に改正した「川崎市職員のセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」の周知を行った。	H30 (2018)	B	要綱について周知を行い、セクハラ、パワハラだけではなく、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る本市の取組方針を示した。	2	要綱について、引き続き周知を行っていく。	総務企画局	人事課	
				R1 (2019)							
				R2 (2020)							
				R3 (2021)							
(11)性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進											
防止に向けた取組を進めるとともに、関係機関と連携した被害者支援を行います。											
30	性暴力及びストーカー等の防止に関する啓発及び被害者への支援を行います。	ポスター掲示等による啓発	内閣府が作成したJKビジネスや人身取引防止に向けたポスター及びリーフレットを、市内各施設で掲示・配架した。	H30 (2018)	B	ポスター等の掲示を行うことで、女性に対する暴力被害の啓発に繋がった。	2	引き続き、内閣府が作成する広報物等を市内各施設で配架し、性暴力や売買春根絶に向けた啓発を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1 (2019)							
				R2 (2020)							
				R3 (2021)							
	犯罪被害者等支援相談の実施	犯罪被害者等支援相談を実施し、各種犯罪被害に対し、専門の相談員が面接や電話等により各種支援施策の情報提供を行った。	H30 (2018)	B	女性の相談員を配置するなど、性犯罪被害者等が相談しやすい体制により被害者支援を行った。	2	犯罪被害者相談等の各種研修会等への参加などを通して、相談員のスキル向上に努めながら取組を継続して行う。	市民文化局	地域安全推進課		
			R1 (2019)								
			R2 (2020)								
			R3 (2021)								
	女性保護事業の実施	川崎市DV相談支援センターを中心に性暴力等を受けた被害者の相談支援に応じ、安全確保が必要な被害者には関係機関と連携して一時保護を行った。	H30 (2018)	B	被害女性の訴えを確認しながら、女性の立場に立った支援を行った。	2	引き続き関係機関と連携しながら、被害者女性の支援をしていく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室		
			R1 (2019)								
			R2 (2020)								
			R3 (2021)								
31	子どもに対する性暴力・性犯罪被害の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	児童虐待防止推進月間を中心とした児童虐待の防止、早期発見に向けた普及啓発活動の実施	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、市内各所で啓発活動を実施した。また川崎フロンターレと連携し、虐待防止等について、市民への普及啓発を図った。	H30 (2018)	B	民生委員児童委員等関係団体、川崎フロンターレに加え、NPOと連携した効果的な普及啓発を実施した。	2	より効果的な広報啓発に努め、事業内容などを充実させる必要がある。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
				R1 (2019)							
				R2 (2020)							
				R3 (2021)							
	関係機関と連携した児童相談所における虐待相談・通告への対応	平成30年度児童相談所における児童虐待相談・通告件数は3,063件あり、相談・通告に対して迅速かつ適切に対応した。また、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係機関と連携しながら児童及び保護者を支援した。	H30 (2018)	B	関係機関と連携を図りながら、適切な対応と相談支援に努めた。	1	児童虐待の早期発見と早期対応のため、引き続き関係機関と連携していく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室		
			R1 (2019)								
			R2 (2020)								
			R3 (2021)								
	人権オンブズパーソン制度(子どもに対する性暴力等被害相談への対応)	子どもからの相談等に対し、迅速・適切な対応に努めた。	H30 (2018)	B	相談等を通じて、性暴力・性犯罪被害の防止に向けた対応を行った。	2	引き続き、早期発見・早期対応に努める。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当		
			R1 (2019)								
			R2 (2020)								
			R3 (2021)								

31	子どもに対する性暴力・性犯罪被害の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	小・中学生を対象とした「CAP子どもワークショップ」の実施	説明会を実施し、担当者に事業の趣旨の説明を行った。また、子どもの権利学習（CAPプログラム）子どもワークショップを小学校29校、中学校5校、約4,000名の児童生徒に対して、権利の大切さを教え、安全・安心についで理解を深めることができるよう実施した。	H30 (2018)	B	平成28年度から中学校も実施対象にしている。平成30年度は、4校で実施した。学年の実態に応じたプログラム（中学校1年生と2、3年生では実施内容が異なる）の実施が定着しつつある。	1		教育委員会事務局	人権・共生教育担当
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	区・教育担当を中心とした性暴力被害を含めたさまざまな問題への適切な支援の実施	各区に配置した区・教育担当を中心に、関係機関と連携し、子どもに対する性暴力や性犯罪を含めた問題の把握に努め、速やかに情報共有を行うとともに、その状況に応じて適切に支援を行った。	H30 (2018)	B	各区・教育担当が中心となり、状況や必要に応じて学校、区役所、児童相談所、警察等、関係機関が連携して対応し、適切に支援した。	2	今後も、各区・教育担当を中心に関係機関が連携し、子どもに対する性暴力や性犯罪を含めた問題の把握に努め、速やかに対応し、適切に支援するよう努めていく。	教育委員会事務局	指導課	
										R1 (2019)
										R2 (2020)
										R3 (2021)

3 家庭生活への男性の参画促進										
(12)男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進										
意識啓発や相談事業等を通じて、男女共同参画について男性の理解の促進を図ります。										
32	長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、男性が家庭生活や地域活動に参画できる多様な働き方・生き方について啓発を進めます。	男性向け啓発事業 男女共同参画センターにおける男性向け事業(講座等)の実施 (育休パパとママのための職場復帰セミナー&カフェ)	・育休パパとママのための職場復帰セミナー&カフェを計2回実施し、男性14人女性28人、合計42人の参加があった。 ・ライフキャリア講座50代からの生き方講座を開催し、男性55人女性101人、合計156人の参加があった。	H30 (2018)	B	・職場復帰セミナーは両親での参加という形をとることで、男性の理解促進を図った。 ・ライフキャリア講座は、定年退職後に夫婦間で起きる問題点などについて話すなど、夫婦で参加しやすい内容とした。	2	引き続き、男性が働き方や生き方について気づきを得る場の提供を実施する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
33	男性のさまざまな悩みにかかる相談事業を推進します。	男女共同参画センター男性相談	再掲目標Ⅰ 事業番号20						市民文化局	人権・男女共同参画室

(13)家事・子育て・介護等家庭生活における男性の主体的な参画の促進										
男性が参加しやすいように配慮した講座開催などを通じて、男性の家庭生活への参画を促進します。										
34	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じ、男性の家庭や地域活動への参画を促進します。	男女共同参画センターのイクメン研究所	・H30年度は、主に絵本読み聞かせ、親子コンサートの開催や、冊子「ちちしるべ」の改訂を行った。	H30 (2018)	B	本活動を通して、男性の家庭生活への積極的な参画を促進した。	2	引き続き、イクメン研究所メンバー増員に向けた取組も行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
35	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。	男女共同参画センターの男性向け事業の男性が参加しやすい企画・実施	・男女共同参画センターが主催するイクメン研究所において、「パパのための子育てサロン」を計5回開催し、計500名の参加があったほか、高津区との共催で講座を計4回開催し計29名の参加があった。	H30 (2018)	B	男性向け講座の実施を通じ、男性の家事・子育て等への主体的な参加を促進した。	2	引き続き、男性向け講座を開催する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

35	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。	両親学級の土曜日、日曜日の開催 川崎市父子手帳の配布	・各区において初産婦とそのパートナー等を対象に両親学級を実施した。（実施回数及び延べ人数未確定） ・平日に区で開催する両親学級に参加できない方を対象に、川崎市看護協会において年8回（土曜日）（延べ人数未確定）、川崎市助産師会において年6回（日曜日）両親学級を実施した。（延べ人数未確定） ・母子健康手帳交付時に、妊産婦のメンタルヘルスや父親の積極的な育児参加の普及啓発のためパパと子手等を配布した。	H30 (2018)	B	男女共同参画の理解の促進に向け、計画していた取組を実施した。	1	・次年度も引き続き両親学級を開催するとともに、就労している妊婦や父親のニーズを踏まえ、休日の開催回数を増やして実施する。 ・次年度も引き続き父親が妊娠・出産・育児に関心を持てるように父子手帳の配布を行う。	こども未来局	こども保健福祉課
			R1 (2019)							
			R2 (2020)							
			R3 (2021)							
36	男性の参加促進など男女共同参画の視点に立った介護教室等を実施します。	男性の参加促進に配慮した介護教室等の実施	男女共同参画の視点から、市・区における様々な機会を活用して男性にも参加を促すよう、積極的にPRを行った。	H30 (2018)	B	男女共同参画の視点から、適切に実施することができた。	2	今後も、誰もが参加しやすい講座の開催に向け、取組を推進する。	健康福祉局	健康増進課
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	男性の参加促進に配慮した、認知症家族介護教室の実施	認知症家族介護教室を年1回実施し、認知症に関する正しい知識を普及した。		H30 (2018)	B	男女ともに参加しやすい教室となるよう、講師や内容について検討した。	2	本年度同様に教室を開催する。	川崎区役所	地域支援課
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	健康づくり、介護予防を目的とした体操教室やサロンの活動支援を実施した。区内で76の自主グループの活動を支援し、3つの新規活動が発足した。運営側に男性の参加もある。		H30 (2018)	B	ボランティア・参加者の多数は女性であるが、男性ボランティアが中心のサロンも発足し、継続活動している。	2	引き続き実施していく。	幸区役所	地域支援課
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	介護教室においては、認知症についての講演会を2回実施し介護者の会は7回実施した。うち5回は男性を含め新規の参加があった。		H30 (2018)	B	男女共に参加しやすい講演会や教室となるよう、講師や内容について検討した。	2	関係機関・団体の協力により積極的に広報するとともに、介護について困っている区民がより多く参加できるように、関係機関や部署と連携して事業を行う。	中原区役所	地域支援課
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						
	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	家族介護者支援講演会を年2回実施。第1回は「がんばらない介護」第2回は「身近な人が認知症がはじまったら」をテーマに講演会を実施した。		H30 (2018)	B	男女共に参加があり、自主活動をする区内介護者の会の参加へと繋がるきっかけとなった。また、グループワークを通じ介護者同士交流が図れた。参加募集に際しては男女共に幅広く参加できるようチラシ配布や市政だよりを活用し広報をした。	2	今年度同様に年2回講演会実施をし男女共に幅広く参加できるよう広報する。	高津区役所	地域支援課
				R1 (2019)						
				R2 (2020)						
				R3 (2021)						

36	男性の参加促進など男女共同参画の視点に立った介護教室等を実施します。	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	・認知症介護者教室を2回開催、参加人数は計11名。 男女平等な広報に努めた。	H30 (2018)	B	男女共に参加があった。 アンケートの結果は概ね好評だった。	2	平成31年度も引き続き、男女の区別なく参加できるように広報・事業内容を検討し取り組む。	宮前区役所	地域支援課	
				R1 (2019)							
				R2 (2020)							
				R3 (2021)							
	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	認知症高齢者介護教室を年5回実施した。 男性介護者も増加することが考えられる中で、男女とも参加しやすく学習しやすい環境に配慮した。	H30 (2018)	B	認知症介護教室の広報を行うと同時に、教室の一環として認知症講演会を開催することで、男女を問わず認知症高齢者への理解を進め、協働して介護をするための働きかけができた。また、男女を問わず認知症介護教室を幅広く広報した。	2	今後も家族で介護教室に参加することを促すなど、男女ともに参加することを働きかける。	多摩区役所	地域支援課		
			R1 (2019)								
			R2 (2020)								
			R3 (2021)								
	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	・学習会や座談会を年6回実施。介護者及びボランティアとの交流により、精神的負担の軽減ができた。また介護者が具体的なケアの方法や最新の情報が得られた。	H30 (2018)	B	男女平等の視点に立ち、介護教室などを実施することができた。	2	今後も固定的な役割意識にとらわれない男女平等の視点で実施していく。男女共に幅広く参加できるように広報する。	麻生区役所	地域支援課		
			R1 (2019)								
			R2 (2020)								
			R3 (2021)								
(14)男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進											
37	男性の子育て参加の促進など男女共同参画の視点に立った家庭教育支援事業を推進します。	家庭教育支援事業の推進	教育文化会館・市民館において「家庭・地域教育学級」の実施にあたっては、男女が共同して子育てする視点を持つことを意識して行った。	H30 (2018)	B	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進につながる事業を実施した。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に立った家庭教育支援事業を推進する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課	
				R1 (2019)							
				R2 (2020)							
				R3 (2021)							